

定 款

株式会社ファンデリー

令和4年6月21日 変更
令和5年3月 2日 附則削除
令和7年6月24日 変更
令和7年10月1日 変更

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社ファンデリーと称し、英文では、Fundely Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 惣菜材料の加工及び販売
2. 惣菜等調理食品の製造及び販売
3. 食料品、米穀類、飲料水、日用雑貨品、酒類の販売及び輸出入
4. 飲食店業
5. 販売促進活動に関する企画及びコンサルティング
6. 広告代理業
7. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
8. コンピュータを用いたシステムの分析、設計、開発、保守、販売
9. 健康食宅配サービス業
10. 一般貨物自動車運送事業
11. 印刷業
12. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
13. 電子機械器具の販売
14. 不動産の売買、賃貸及び管理
15. 金銭の貸付及び債務の保証
16. 投資業
17. 農業、漁業及び畜産業
18. 農産物、水産物、畜産物の製造、加工、貯蔵、運搬及び販売
19. キャラクター商品の企画、制作、販売
20. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都北区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、1 0 0株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。
3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。
3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する

ことができる。

第24条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第34条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第35条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。